

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年12月23日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	水巻町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.town.mizumaki.lg.jp/030/20200110162000.html">https://www.town.mizumaki.lg.jp/030/20200110162000.html</a>

執行機関名 水巻町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第24号)による重度障がい者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第27号)別表第1 1の項 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第24号)による重度障がい者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい	第1条 この条例は、 <u>重度障がい者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範		水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第24号) 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年規則第9号) 福岡県重度障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号	水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該重度障がい者又はその保護者に対する医療費の支給に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号イ	水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例施行規則第3条第3号 水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号 福岡県重度障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		